

## 転出される皆さまへ

岡崎市に在住中は、岡崎市発展のために御協力いただきましてありがとうございました。

以下のことに御注意いただき、新しい住所地で転入の手続きをお願いします。

### ◆新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。

- ・転出証明書の記載内容が合っているか確認してください。
- ・転入届出前に婚姻届等の戸籍届出を予定している方は受理証明書が必要になる場合があります。
- ・その他必要なものについては転入先の市町村にお問合せください。

### ◆国外へ転出する場合

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は岡崎市役所市民課、支所又は市民サービスコーナーまで御持参ください。  
日本国籍の方は、海外でも継続して利用することが可能になりました。※詳しくは右のQRコードを読み取りください。  
外国籍の方は、海外転出により使用ができなくなりますので返納処理を行います。
- ・日本への再転入時、帰国日が分かるもの(パスポート、搭乗券等)、戸籍謄本、戸籍の附票などが必要な場合があります。  
また、旧氏を登録されている場合は海外転出時に削除されます。再転入時に同じ旧氏の登録を希望される方は、  
当市での住民票の除票等が必要になります。詳しくは転入先の市町村にお問合せください。
- ・住民票の除票(転出日以降に交付可)は、本人又は本人から委任をされた代理人が請求できます。  
なお、必要書類やマイナンバーの記載を希望される場合は、事前に市民課にお問合せください。
- ・代理人からのマイナンバー記載の住民票(の除票)の請求があった場合、直接交付ではなく、  
委任者の住所への郵送手続きになります。  
※国外においても税手続きや、海外銀行口座開設等でマイナンバーが必要になる可能性があります。



### ◆転出内容(予定日・転出先)を変更した場合

- ・今お持ちの転出証明書で転入届は受付できます。そのまま新しい市町村役場へ提出してください。

### ◆転出を取り止める場合

- ・至急、お渡しした転出証明書と本人確認できるもの(免許証等)をお持ちのうえ、岡崎市役所市民課  
又は支所で手続きをお願いします。

### ◆お手数ですが、下記事項に該当する方はそれぞれの担当課で手続き、確認をしてください。

#### ＜各種手続きに必要な書類＞

##### ○申請者の本人確認書類

該当者	手続き	担当課 電話番号
印鑑登録者	転出と同時に登録は抹消されます。	市民課 東庁舎1階⑤ 23-6132
住民基本台帳カード をお持ちの方	転入先へカードを提出してください。 ※転入届の際、カードの暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。	市民課 東庁舎1階⑦ 23-6129
マイナンバーカード をお持ちの方	転入先へカードを提出してください。 ※転入届の際、カードの暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。 転出届を出された方はマイナンバーカードによるコンビニ交付サービスを利用できません。 また、転出予定日までは同一世帯の方もコンビニ交付サービスによる住民票・印鑑登録証明書を取得できませんのでご注意ください。	市民課 東庁舎1階⑦ 23-6129
国民健康保険被保険者及び 擬制世帯主(国保の被保険者 でない世帯主)	転出に係る手続きが必要です。 マイナ保険証もしくは国民健康保険証又は資格確認書、マイナンバーのわかるものを持参のうえお越しください。 (転出日以降、岡崎市の保険証等は使用できません)	国保年金課 東庁舎1階⑩ 23-6167
国民年金第1号加入者	海外在住中任意加入を希望される日本国籍の方は手続きが必要です。	国保年金課 東庁舎1階⑩ 23-6171
後期高齢者医療被保険者	転出に係る手続きが必要です。 被保険者証又は資格確認書を持参のうえお越しください。	医療助成室 東庁舎1階⑪ 23-6841
障がい者医療費受給者 子ども医療費受給者 母子家庭等医療費受給者 後期高齢者福祉医療受給者	喪失届を提出し、受給者証をお返しください。 転入先での手続きに所得(課税)証明書が必要な場合があります。転入先の市町村にお問合せください。	医療助成室 東庁舎1階⑪ 23-6148
児童手当・遺児手当・ 児童扶養手当受給者	受給者(児童の父母等)や児童が転出する場合は、消滅等の手続きをしてください。 転入先での手続きに必要な書類については転入先の窓口にお問合せください。	子育て支援室 東庁舎1階⑫ 23-6628 23-6150
身体障がい者手帳・ 療育手帳をお持ちの方	転入先で住所変更の手続きを行ってください。	障がい福祉課 福祉社会館1階⑯ 23-6113
福祉扶助料・特別児童扶養 手当等受給者	手当の喪失等の手続きをしてください。転入先での手続きに所得(課税)証明書が必要な場合があります。担当にお問合せください。	障がい福祉課 福祉社会館1階⑯ 23-6113
障がい福祉サービス受給者証・ 地域生活支援事業受給者証・ 児童通所支援受給者証 をお持ちの方	岡崎市で発行した受給者証は使用できなくなるため、お返しください。 利用事業所に転出する旨を伝え、必要な手続きを行ってください。 入所施設へ住所を異動する場合は障がい福祉課にて御相談ください。	障がい福祉課 福祉社会館1階⑯ 23-6853

\*裏面も御覧ください\*

該当者	手続き	担当課 電話番号
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	転入先での手続きが必要です。転入先の市町村にお問合せください。	
自立支援医療受給者(精神通院)	転入先での手続きが必要です。転入先の市町村にお問合せください。	
自立支援医療(育成医療)の受給者	返納の手続きをしてください。 引き続き転入先で受給される場合は、転入先の市町村にお問合せください。	障がい福祉課 福祉会館1階⑯ 23-6180
特定医療費受給者 特定疾患医療費給付事業受給者 先天性血液凝固因子障害等 治療研究事業受給者	県外に転出される方は、返納の手続きをしてください。 引き続き転入先で受給される場合は、障がい福祉課にお問合せください。	
高齢者在宅福祉サービスの受給者	緊急通報システム利用者は 長寿課で資格喪失(利用辞退)の手続きをしてください。	長寿課 福祉会館1階⑯ 23-6147
65歳以上の方	「介護保険被保険者証」及び「介護保険負担割合証」を返却してください。	
市外の介護保険の住所地特例対象施設へ入所・入居される方	「介護保険住所地特例 適用・変更・終了届」を提出してください。 ※介護保険の住所地特例対象施設は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するもの)、軽費老人ホーム(ケアハウス)、養護老人ホームです。ただし、地域密着型施設は対象外です。対象施設か分からぬ場合は、お問合せください。	介護保険課 福祉会館1階⑯ 23-6647
介護保険の認定をお持ちの方、介護保険の要介護認定申請中の方	現在お持ちの認定(要介護度)を、転入先の市町村へ引き継ぐために必要な「介護保険受給資格証明書」を発行します。この証明書を、転入先の市町村の介護保険担当窓口へ、 <b>転入日から14日以内に必ず提出してください。</b> 「介護保険被保険者証」及び「介護保険負担割合証」を返却してください。	介護保険課 福祉会館1階⑯ 23-6683
未使用の妊娠婦・乳児健康診査受診票をお持ちの方	転出日以降使用ができなくなります。転入先の市町村にお問合せください。	
県外で妊娠・産婦・乳児健康診査を受診された方	転出前に払い戻しの手続きをしてください。	こども家庭センター 福祉会館3階 23-7683
未熟児養育医療の受給者	返納の手続きをしてください。 引き続き転入先で受給される場合は、転入先の市町村にお問合せください。	
市税の納税義務者 市民税・県民税等	<b>海外へ転出される方は、納税管理人申告・承認申請書の提出が必要です。</b> 海外に転出される方は、転出者に代わって市税に関する手続きを行う納税管理人を指定し申告することが法律および条例で定められています。また、海外から帰国された場合は、納税管理人の廃止手続きも忘れずに行ってください。詳しくは、担当にお問合せください。	市民税課 東庁舎3階 23-6082
固定資産税		資産税課 東庁舎3階 23-6107
軽自動車・バイク等の所有者	車検証の書換えやナンバープレートの変更などの手続きが必要です。 詳しくは、担当にお問合せください。	市民税課 東庁舎3階 23-6075
B型・C型肝炎患者医療給付受給者	転入先の保健所にお問合せください。	
小児慢性特定疾病医療の受給者	返納の手続きをしてください。 引き続き転入先で受給される場合は、転入先の市町村にお問合せください。	保健所 (岡崎げんき館) 2階総合受付 23-6179
乳幼児健康診査がお済みでない方(4か月児・1歳6か月児・3歳児)	転入先の市町村にお問合せください。	
未使用の子宮頸がん検診・乳がん検診無料クーポン券をお持ちの方	転出日以降使用ができなくなります。 転入先の市町村にお問合せください。	
未使用の予防接種券をお持ちの方	転出日以降使用ができなくなります。 転入先の市町村にお問合せください。	
犬を飼っている方	転入先の市町村にお問合せください。	動物総合センター (東公園内) 27-0444
保育園・こども園の在園児	在園の保育園、こども園で退園の手続きをしてください。	各保育園 各こども園
小中学生	本市での在籍校から受け取った「在学証明書」等の書類を持参の上、 転出先の学校で手続きをしてください。	教)学校指導課 福祉会館4階 23-6425
水道・下水道を使用の方	水道の使用中止等の手続きをしてください。 電話・FAX・電子申請いずれかの方法でお申し込みください。 (電子申請は市のホームページから)	上下水道部サービス課 西庁舎6階 TEL:23-6350 FAX:23-8130
農業集落排水処理施設を使用の方	農業集落排水処理施設使用休止等の手続きが必要な場合があります。 詳しくは担当にお問合せください。	
浄化槽を使用の方	浄化槽使用廃止、浄化槽使用休止等の手続きをしてください。 詳しくは担当にお問合せください。	廃棄物対策課 福祉会館5階 23-6871
岡崎墓園墓地及び納骨壇利用者	住所変更届を提出してください。 ※マイナンバーカードは不要です。	岡崎墓園管理事務所 (岡崎墓園内) 46-3260

メールでのお問合せは、岡崎市ホームページ各担当課の「メールフォーム」を御利用ください。

令和7年4月

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 市民安全部 市民課 届出窓口係

TEL: 0564-23-6129 FAX: 0564-27-1158